

きれいな勝山を

6月は『環境月間』です

環境基本法では6月5日を「環境の日」と定めており、これを受けて6月を「環境月間」と位置づけ、全国各地で様々な環境イベントが開催されています。

世界的な経済誌「フォーブス」に掲載された「世界で最もクリーンな都市ランキング」では、何と勝山市が世界第9位、日本第1位に選ばれました。自他共に認める私たちのこのきれいな勝山を、環境月間を機に今一度見つめ直し、美しいまま、さらにもっと美しい街として、子どもたちに受け継いでいきたいと思います。



6月1日、市長も参加して市役所職員が昼休みに清掃ボランティアを行いました。約150人が参加し、トラック1台分のごみが集まりました。市では「かつやまをきれいにする運動」を展開しています。

ストップごみの不法投棄

「不法投棄110番」

残念なことに、ごみの不法投棄が後を絶ちません。今年に入って、特にリサイクルの対象となっている家電（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、パソコンなど）の不法投棄が急増中です。不法投棄の現場を見つけたり、不審者を目撃した場合は「不法投棄110番」にご一報ください。

問 「不法投棄110番」
☎88・0222(生活環境課直通)

みんなが広げよう

「かつやまをきれいにする運動」

勝山市では、地域をきれいにし、ごみを捨てない、捨てさせない環境を創出するため、各地区、各団体などを対象として「かつやまをきれいにする運動」を展開しています。

問 生活環境課(☎内線2663)

地球温暖化防止

美しい地球を守るために

地球温暖化は確実に進行中です。温暖化防止は一人ひとりの身近な心がけが大切です。

ブラックイルミネーション

家電のコンセントを抜くことで待機電力を抑えたり、不要な照明を消すことは、家計にも地球にも優しい心がけです。地球温暖化防止のための「ライトダウンキャンペーン」として、6月24日(日)午後8時から10時までの2時間、県下でブラックイルミネーション(不要な照明などの消灯)を予定しています。ぜひ皆さんのご家庭でも照明を消して星空を楽しんでみてはいかがでしょうか。

クールビズ

夏場の服装を工夫し、冷房の設定温度を上げることで温室効果ガス削減効果が期待できます。



自然豊かな溪流(北谷町小原)

75歳以上の皆様へ

医療制度が変わります！

平成20年4月から

これまでは、75歳以上のかたは国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けてきましたが、平成20年4月から、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

対象となるのは？

A 75歳(一定の障害があるかたは65歳)以上のかた全員が対象です。
健康保険組合などの被扶養者で、保険料を負担していなかったかたも対象となります。75歳の誕生日から加入となります。

保険料は？

A 被保険者全員が保険料を納めるようになります。年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、原則年金から保険料が天引きされます。それ以外の場合は市に納めます。

保険証は？

A 今までの保険証は返還(失効)し、新しい保険証が一人一枚交付されます。

医療費の自己負担は？

A 医療費の負担は1割です。ただし現役並み所得者は3割です。老人保健と変わります。

保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が人数割りで負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。平成19年秋ごろに決定します。

○所得の低いかたは、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます

軽減割合	世帯の総所得金額等
7割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の人数(本人除く)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の人数を超えない世帯

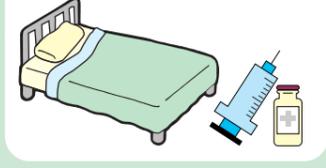
※基礎控除額等の数字は税制改正などで改正されることがあります
※世帯の人数とは、世帯主および被保険者です

各種団体の皆様 出前講座いたします

いつでも、どこでも、出かけます。時間も調整しますので、お気軽にご連絡ください。講座内容は次のとおりです。

医療保険

- 入院して医療費が高くなるけど？
- 赤ちゃんが生まれるんだけど出産一時金はどこへ請求するの？



後期高齢者医療保険

- 平成20年4月から75歳以上の方が加入する医療制度とは？
- 今までの老人保健とどう違うの？



年金保険

- 私はいつから年金をもらえるの？
- 学生も年金に加入するの？
- 保険料が高くて払えない…



消費生活

- 悪質業者にだまされないためにはどうしたらいいの？
- 勝山市ではどのようなトラブルが多いの？



被保険者・年金受給者の皆様へ あなたの年金記録をもう一度チェック させてください

厚生労働省・社会保険庁

- 社会保険事務所の相談窓口でご相談ください
- お電話でのお問い合わせは、「ねんきんあんしんダイヤル」まで(24時間対応)
☎0120-657830

- 問 福井社会保険事務所(福井厚生年金会館裏)
年金受給者 ☎0776-23-4518
厚生年金等加入者 ☎0776-23-4514
国民年金加入者 ☎0776-23-4516

問 市民課(☎内線2557)・市民相談室(☎内線2555)